

令和2年2月3日（月）～2月28日（金）

司法書士による相続登記無料相談月間 「相続登記はお済みですか月間」を実施します

長野県司法書士会
会長 丸山孝一

長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内の各司法書士事務所において相続登記及びそれらに関連する相談を無料でお受けしています。お近くの司法書士事務所へお問い合わせのうえ、お出かけください。

- ◆日 時：令和2年2月3日（月）～2月28日（金）
毎日午前9時から午後4時まで（土曜・日曜・祝日を除く）
- ◆場 所：県内各司法書士事務所
- ◆相談料：無料
- ◆予 約：相談する司法書士事務所にお問い合わせください
- ◆相談例：登記名義が先々代のままとっている
実家が相続登記をせずに空き家となっている
相続登記はしないといけないの？
妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない
遺言について教えてほしい
法定相続情報証明制度について教えてほしい
- ◆問合先：長野県司法書士会 電話026-232-7492

現在、空き家問題、土地所有者不明問題が大きな社会問題となっておりますが、この問題を難しくしている原因の一つに相続登記の未了問題があります。相続登記には、相続税の申告のような期限の定めがないため、残念ながら長期間にわたり相続登記を放置しているケースが散見されます。

当会では、空き家問題及び所有者不明土地問題を深刻化させないためにも相続登記の促進が重要であると考え、相続登記の促進を重点事業に掲げておりますが、相続登記を促進するためには、一般市民の相続手続への関心を高めることが最も重要であることから、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、新聞や各種放送媒体を利用した広報を展開し、相続登記の啓発活動に力を入れております。本年度も、県内各司法書士事務所にて無料で相談をお受けいたします。